

令和 8 年熊本地震に係る
第 13 回政府非常災害現地対策本部会議
第 20 回災害対策本部会議 議事録

日時：令和 8 年 8 月 1 0 日（月） 1 6：0 0～

会場：県庁防災センター 2 階 災害対策本部会議室

1 開会

2 議事

（1）今後の気象の見通し

別紙「気象台資料」により説明（熊本地方気象台）

（2）県からの報告

別紙「各部説明資料」により説明（各部長等）

（3）国からの報告

①経済産業省

エネルギー、インフラ、支援物資関係は大きな変更点なし。

中小企業については報告しているとおりだが、すでに局地激甚災害指定の見込みについては発表済み。引き続き中小企業、企業の被災状況や実態を踏まえて、事業再開、事業継続に向けた支援の在り方について検討を深めていく。

②国土交通省

八代港については、外港地区 5 バース、内港地区 4 バースの利用が可能。12 日から外港地区の穀物バースについて、穀物運搬船の利用を再開予定。

給水関係について、水資源機構が保有する可搬式浄水装置を設置し、氷川町において 8/4 より稼働。8/9 より入浴施設への給水に活用している。

③自衛隊

本日 10 日は、8 か所の病院を含む 23 か所で給水支援を実施中。

昨日 9 日の入浴支援について、八代港での支援を再開し、5 か所・合計で約 660 名の方々に利用いただいた。小川防災拠点センターでは県のニーズを踏まえ、一時間前に要介護者の方々に利用いただくという形をとり、13 名の方々に利用いただいた。

本日の入浴支援について、昨日まで休止していた火の君文化センターの支援を再開し、全 6 か所で入浴支援を継続。

米国からの救援物資である飲料水について、明日から氷川中学校を除く各入浴支援施設での配布を予定。

(4) 関係機関からの報告

①日本赤十字社

プライバシーに配慮した避難所をアセスメントしており、その中で4か所、乳児がいる避難所があった。うち1か所について、プライベートの空間が必要のため、明日から何らかの展開を行う。これからも男女の着替えスペースなどプライバシーへの配慮について、アセスメントして対応していく。

②緊急消防援助隊

救急隊による被災地の救急活動支援、DMATと連携した転院搬送、避難所等にいる住民の方々へ寄り添い、熱中症や体調管理等の声かけを実施している。引き続き、こうした活動を実施していく。

3 災害対策本部長（木村知事）からのコメント

別紙「本部長（知事）コメント」のとおり

4 政府現地対策本部長（古川政務官）からのコメント

九州自動車道の被災状況について、NEXCO西日本や事業者の皆様の懸命な復旧作業を視察。視察後には、昨日、緊急車両の通行が可能になった宮原SAから八代ICまでのルートを利用し、これまで訪問できていなかった芦北町長との意見交換を行った。竹崎町長には、政府として、県と連携し被災支援を精一杯行っていく旨を伝えた。

今後、被災住宅の点検を申し出て高額な修理契約を結ばせる点検商法などに注意が必要。このような消費者被害を防止するために、次の3点に注意いただきたい。1点目、契約にあたっては慎重にご判断いただくこと。2点目、可能であれば複数社に見積を依頼し比較検討していただくこと。3点目、その場ですぐに契約を決めないこと。

仮に契約を締結してしまった場合でもクーリングオフが可能な場合がある。困ったときは一人で悩まずに消費者ホットライン「188（いやや）」に電話で相談してほしい。

被災者生活再建支援法について、熊本県全域に適用されることとなった。これにより、熊本県の被災者の皆様に最大300万円の支援金の支給が可能。高市総理からは、本日の政府非常災害対策本部において、被災された方々が迅速な支援を受けられるよう、罹災証明書の速やかな交付を実現するために、関係大臣が連携して支援を強化するよう指示があった。現地対策本部においても、総理の指示を踏まえ、被災された方々に1日でも早く支援金をお届けできるよう、熊本県、市町村と連携し、しっかりと取り組んでいく。今後も政府一丸となって被災地を支えていく。